

帯広市立北栄小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止推進の基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省）

(2) いじめ防止の取組

いじめの未然防止と早期発見及び迅速な対応のために「北栄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであることを全ての教職員が共通認識し、学校の内外を問わずいじめの防止と解消に向けて一丸となって取組を進める。

(3) いじめ防止対策のための組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

<校内体制>

臨時職員会議	構成；全職員
いじめ防止対策委員会	構成：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、（特別支援コーディネーター）
いじめ防止 学年対策委員会	構成：校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、（特別支援コーディネーター）
※教育委員会への報告・連絡・相談を密に、必要に応じて関係諸機関との連携を図り対策を講ずる。 PTA三役、子育て支援課、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等関係諸機関	

(4) いじめ防止対策のための措置

児童に対する日常の教育活動はもとより、学校 HP や学校だより等により、保護者・地域に対する啓蒙活動や情報発信・収集等の取組、意見聴取のための取組を企画する。

2. いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) いじめの把握・早期発見

担任及び教職員は、日常の教育活動をとおり「教職員と児童」「児童と児童」の好ましい人間関係の醸成に努めるとともに、担任が一人一人の児童の心のサインをキャッチするために、児童の生活実態について聞き取り調査や質問紙調査（アンケート）を行うなど、きめ細かい実態把握に努める。

- 教壇による日常の観察（朝の出席・健康確認・授業時・休み時間・保健室等）
- 生徒指導交流会による実態の交流と共通認識
- アンケート調査の実施
 - ・北海道教育委員会のアンケート
 - ・帯広市のアンケート調査
 - ・児童アンケート

(2) 校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いた授業を積極的に取り入れたり、指導内容のプログラム化について理解を深める。

(3) 校内環境作り

子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、いじめが起きにくい環境をつくる。また、ストレスを生まない環境作りに努め、ストレスをコントロールする様々な方法について研修する。

(4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた「道徳の時間」や学級活動等において、「自他の生命」を大切にする指導や多様な価値観・異文化を理解させる指導の充実等、「いじめ根絶」に向けた指導を計画的に行う。

(5) 児童の理解・支援

児童の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール ほっと」等を活用し、日常観察で把握しきれない児童の小さなサインを見つける。

(6) 児童会の取組

児童自らが行動する意識を高める工夫や、全市的な「いじめ・非行防止サミット」への積極的な参加を進める。また、児童会において「あいさつ運動」や「いじめ防止」を充実させる。

(7) 相談体制の充実及び相談員等との連携

教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口を児童や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し、校内の相談体制の充実を努める。

(8) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(9) 教職員の意識

すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から、生徒指導の機能を活かした授業改善に努める。

(10) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査実施の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

<いじめ対策年間計画>

学期	月	主な取組内容	備考
一学期	4	「いじめ防止基本方針」に基づく保護者への説明周知 (学校便り、HP、懇談、PTA総会等) 家庭訪問保護者面談 地区各種団体との情報交換 の取組(通年) 児童会活動 および いじめ対策委員会の取組(通年)	
	5	教育相談(生徒指導交流会) <u>いじめ防止強化月間</u> ↓ 学校評議員会(状況説明と情報収集)	
	6	↓ ①いじめアンケート調査(全学年) -中エリア・ファミリー(情報交流)	運動会
	7	帯広市子供いじめ防止サミット 夏休みの生活指導、授業参観・学級懇談会 第1回取組状況の評価(教職員)	
二学期	8	課題と改善の方策確認	修学旅行
	9	<u>いじめ防止強化月間</u> ↓ 教育相談(生徒指導交流会)	宿泊学習
	10	↓ ②いじめアンケート調査(全学年) 第2回取組状況の評価(保護者アンケート)	学習発表会
	11	-中エリア・ファミリー(情報交流)	
	12	第2回学校評議員会(状況説明と情報収集) 第3回取組状況の評価(学校評価・自己評価)	
三学期	1	課題と改善の方策確認 ③いじめアンケート調査(全学年)	
	2	年度末反省(取組の評価と次年度計画) 第3回学校評議員会(学校関係者評価)	
	3	教育相談(生徒指導交流会) いじめ防止の取組の評価と次年度計画	

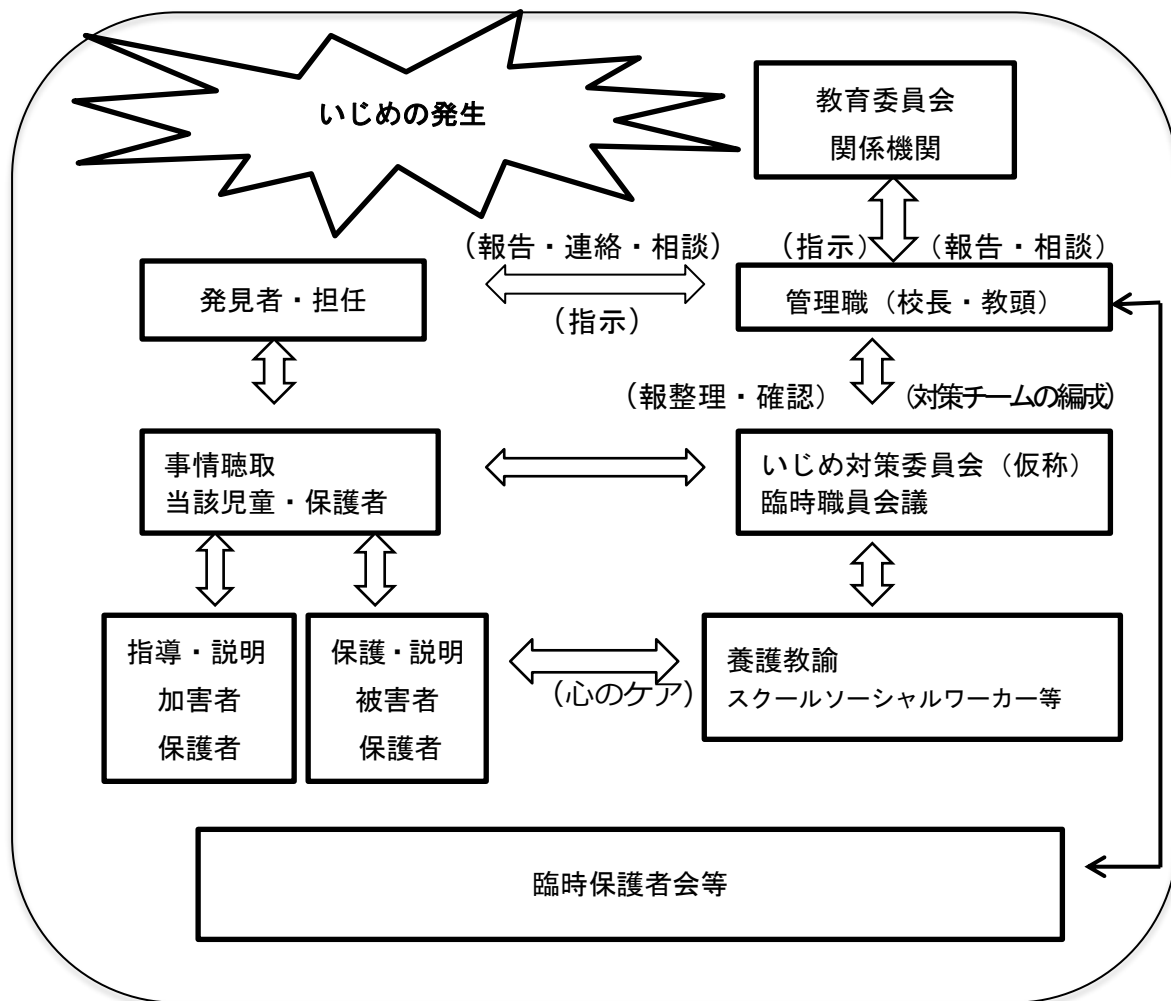
3. いじめ発生時における取り組み

- (1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。
- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取り組みに関する記録化を行う。
- (3) いじめを受けた生徒が学校へ登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて「道徳の時間」等において、学級全体指導を行う。
- (5) いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対して助言を行う。

(6)いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。

(7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

4. いじめ発生時の校内体制 [いじめ防止対策委員会の体制]



＝重大・緊急いじめ対応＝

- いじめ防止対策委員会；情報収集（アンケート、聞き取り等）
 - 指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）
 - 関係機関との連携（市教委・警察・児相等）
 - 心のケア（養護教員、ソーシャルワーカー、心の教室相談員、市教委教育相談員等）
- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援